

# 「争族」にしない 相続と 遺言のヒント

遺言書は  
書く？

書かない？

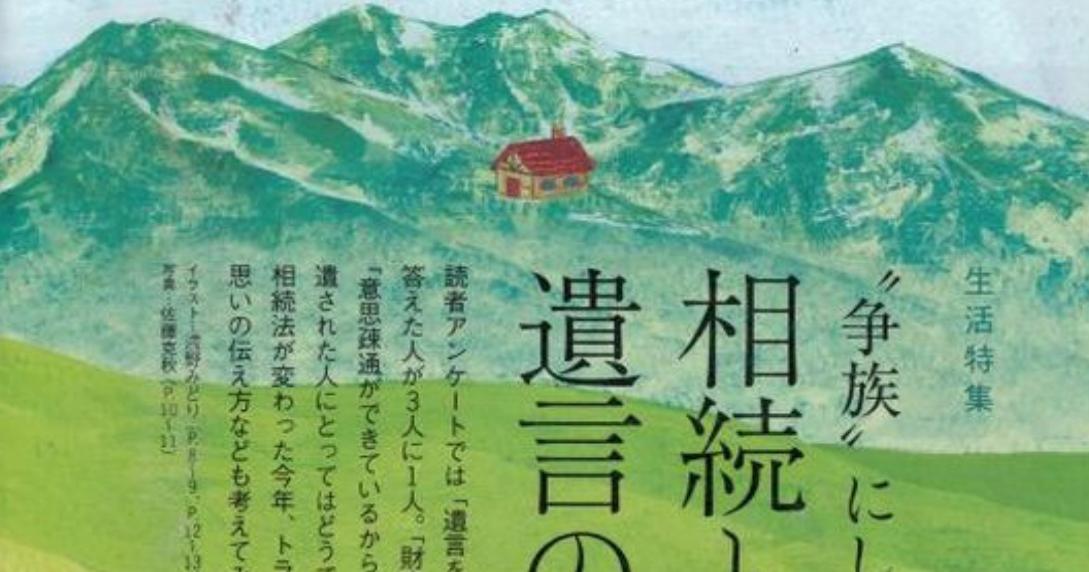
回答者  
アンケートは近親者をなくして相続のあった方46人(うち男性1人)が回答。年齢内訳は50代60人、60代7人、70代19人、80代6人、不明8人。

# 相続と 遺言のヒント



読者アンケートでは「遺言を書かない」と答えた人が3人に1人。「財産と呼べるものはない」「意思疎通ができるいるから」などの理由ですが、遺された人にとってはどうでしょうか。相続法が変わった今年、トラブルにならない対処法や思いの伝え方なども考えてみましょう。

リスト(見所からP.10~9、P.12~13、P.22~25)にこりるみ(P.14~21)



## 借金も預金もないから

息子2人には「借金もないが、預金もない。残るのは家と土地のみ。これは2人で話し合って解決してほしい」と常日頃から伝えてあり、息子たちもお嫁さんたちも十分承知している。

宮城県 M・N (68歳)

## 書きたいが難しい

4年前に父が亡くなった時、手書きの遺言書があり、不動産、銀行その他、何があるかがわかり、相続の希望も書いてあったので、スムーズでした。私も子ども達のためにわざりやすくしたいと思っていました。愛知県 純木妙子(64歳)

## 物は言葉で

指輪などは普段から「これはあなたに譲る」など、話しておこうと思っています。

愛知県 E・S (79歳)

## 相続税について調べましたか？



## 法律の変更点は？

相続については苦労した経験があるので、私の死後について法的な遺言書をつくりましたが、法律が変わったようなのでその点を知りたいです。

神奈川県 I・A (82歳)



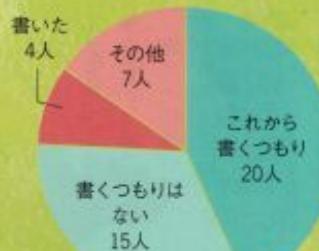
## 助かった財産の記載

10年前に父が亡くなつた時、手書きの遺言書があり、不動産、銀行その他、何があるかがわかり、相続の希望も書いてあったので、スムーズでした。私も子ども達のためにわざりやすくしたいと思っていた。愛知県 純木妙子(64歳)

## 相続財産はすべて把握していますか？



## 自身の遺言書は？



\*その他は遺言書の形式以外で文書にしている、口頭で伝えているなど。

4年前に夫を見送りました。遺言書がしっかりと書かれていたので、子ども達ともトラブルなく相続ができました。次は私の番。遺言書の書き方、財産目録、自分はどうしたいか？と考え中ですが、なかなかまとまらず困っています。財産に関することは今からできるだけ、子ども達に相談せねばと思っています。

京都府 加地由佳(70歳)

# 遺言用意で 心はさわやか

藤田多恵子さん（浜松市・83歳）・道也さん（86歳）

遺言書や財産目録をはじめ、医療や葬儀の希望まで覚え書きを整えて出展の大蔵空襲を伝える繪本。戦争体験を後世に遺したかった。

絵本に  
戦争体験を



## 家庭裁判所の 調停委員をして



### 私の経験から

- 1 遺言書と一緒に、医療や葬儀の希望も記して保管。
- 2 誕生日に更新し、子どもたちに送る。
- 3 日々の暮らしを折々に家族に伝える。



### 遺言書と共に

多恵子さんが用意している書類。自筆の遺言書(封をして)、財産目録、医療の希望、葬儀の希望と連絡先、除籍證本の見本、生命保険の証書とパンフレットなど。

### 近況を家族に

多恵子さんが3人の子どもたちに書き綴っている写真。日記は大好評。ワードペーパーになるとメールで送り、印刷すれば文集にも。

### 今のうちに 話し合う

夫婦それぞれ遺言書類を準備。道也さんは郷里にお墓を建て、心が安らいた。



多恵子さんが用意している書類。自筆の遺言書(封をして)、財産目録、医療の希望、葬儀の希望と連絡先、除籍證本の見本、生命保険の証書とパンフレットなど。

あやふやな約束が原因のこともよくあり、どうすべきか自分なりに考へるようになりました」  
「まず安全面が不安だったネットバンクをやめて、預金口座を3つにまとめて、さらに長男、次男、長女を取り人にした生命保険も3口契約。不動産は夫名義ですから、私のわずかな財産は3人の子どもたちに、と夫と話し合いました」  
「銀行口座番号の後に『遺言執行者』は金銭を等分に分けて振り込む」としたのち、「ただし、経済的に困窮または援助が必要とするものがいれば3人が協議の上、自分の配分から分配することを希望する」と記されています。

多恵子さんは「3人とも家族を持って自立していますが、万一の時には助けあってほしいという願いをこめました」

夫婦それぞれ遺言書類を準備。道也さんは郷里にお墓を建て、心が安らいた。

多恵子さんは「3人とも家族を持って自立していますが、万一の時には助けあってほしいという願いをこめました」

夫婦それぞれ遺言書類を準備。道也さんは郷里にお墓を建て、心が安らいた。

産分割はすぐ行うことが大事。年数が経ち100人の親族の委任状が必要な例もあり、それは大変でした」と多恵子さん。

また、回復できない病気やけが、認知症になった時を想定して「尊厳死宣言書」を提示する病院と医師のリスト、家族が協議して成年後見人をつけることなども事細かに文書にして、保険証書等とひとまとめにしました。

「初めて見た時は驚いた娘も、自然に受け止めてくれるようになつて」生化学の研究医だった道也さんも、「回復不能の時は生命維持処置は行わない」「葬儀は遺族に一任」など、多恵子さんと相談して遺言書他の書類を準備。心が軽くなつたと言います。

多恵子さんと相談して遺言書他の書類を準備。心が軽くなつたと言います。

### 築40年の自宅

バラの咲く前庭。ふたりで焼肉フロッグを並べつくった花壇や、生ゴミ堆肥から育ったカボチャやトマトも。

「裁判所に来るのは、まさかもめるとは」というようなケースが多く、仲が良かつた兄弟や親族が、一人ずつまったく違った事実を主張するのを聞くのは辛かつたですね。親との



アンケートから①

# 遺言書



あつてよかつた  
なくて困った

## スムーズだった

母が遺言書をのこしてくれたお陰で、遺産分割協議書の作成が非常にスムーズでした。

大阪府 前田誠（76歳）

## 私も勇気をもつて

夫がまだ元気なうちに、公証役場で夫が書いた遺言書が通用するかどうか見ていただき、その時に原本、正本を作成しました。おかげで財産の移動、土地家の名義変更などスムーズで、夫の心配りを有難く思っています。そして私も勇気を持って遺言を書こうと思っています。

鹿児島県 A・H（70歳）

## 内容が古かった

自筆の遺言書を開封するまでに3ヵ月を要し、しかも、10年前に書かれた内容でしたので、その通りにはできませんでした。

福岡県 H・N（72歳）

## なくて困った

母の遺言書がなく、かつ兄弟の入院もあり、相続の話し合いが進みませんでした。この反省を踏まえ、トラブルを回避する意味でも遺言書を書く予定です。

愛知県 松永美智子（80歳）

## 話合いで円満に

父が亡くなった時、相続人は

## 口頭で指示が

義母の通帳とカードは義妹が預かり、出入金を管理していました。義母がホームへ入所する際の「残ったお金は皆で分けなさい」という口頭での遺言に従い、子ども、孫、嫁にまで分配してくださいました。

富山県 A・T（63歳）

## 看取つた弟夫婦に

母は、20年間、認知症を患い、さまざまな問題が起きましたが、「最期まで自宅で」という弟夫婦の強い意志のもと、昨年9月、90歳で天に召されました。弟夫婦には金品に代えられない

父の妻（私と血のつながりはない）と私と妹の3人。遺言書はなく、3人で話し合い、法定相続に従って現金を分割。不動産は3人にとつてよいように分けることが非常にスムーズでした。

広島県 Y・T（59歳）

## シンプルな相続

不動産や高価な物ではなく、貯金も1口座だけだったので、一番楽な相続だったと思います。

北海道 M・H（50歳）

青森県 M・N（65歳）

苦労や悩みがあったと思いますが、感謝の気持ちを表すため、以前から「母の残したもののはすべてあなた方に任せる」と私の意志で伝えており、そうできで一致しました。それぞれの生活が確立できていることが何よりも大切だと思いました。

青森県 M・N（65歳）

# 遺産分割

アンケートから②

## 大変だった・困った



## 相続税に現金が必要

実家の父が逝去、その後に母が亡くなりましたが、税金を払えるかどうか心配でした。土地や株など、現金化ができないと本当に困ると思います。

静岡県 K・H（64歳）

## 手続きに10ヶ月

父には4人の娘があり、3番目が亡くなっていたので、その子どもたちも遺産分割協議をしなければならず、1人が遠くに住んでいたため、話し合いや書類への捺印などに時間がかかりました。書類作成は司法書士に、相続税のことは税理士にお

## 1年近く裁判所に

関する支出の数字も考慮されました。北海道 K・U（76歳）

## 解決に1年半

父の亡くなる前年、兄が病気で逝去しました。父の遺産分割協議は義姉と姪2人との交渉になりました。父の遺言書に不満があった義姉と姪たちは弁護士を立て、解決まで1年半かかりました。公正証書遺言があつたが、父の意志でも、遺留分の解釈で分割金額は変わってきます（田舎で取り引きできない土地でも値段をつけられる等）。

千葉県 S・Y（63歳）

## 気持ちをお金に変えて

遺産は私（妻）がすべて引き継ぎましたので困ることはありませんでした。いろいろな手続きが終わったら、夫の気持ちと

長野県 浦田美代子（71歳）

## 納税はプロに

不動産の名義変更是自分でなんとかできたが、納税については難しいため、税理士に委任しました。大阪府 前田誠（76歳）

## 知り合いの税理士に

夫が亡くなった時に税理士（息子の友人）にすべて任せました。できあがった書類をみて「素人ではできない」と思いました。裁判所の調停に通い、請求を却下、再度、裁判に持ち込まれることはありませんでした。家計簿に記帳していた、義父母に

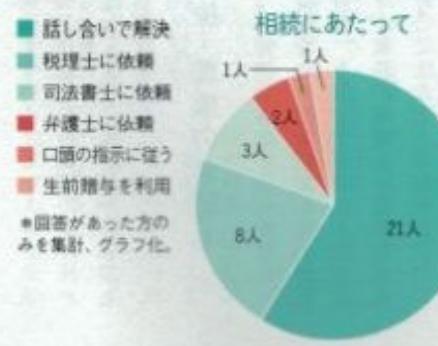
鹿児島県 A・H（70歳）

## 有価証券を3人に

夫の財産に有価証券が少しありました。子ども3人に等分にするならすべて売却して分配しなければなりませんが、「今すぐお金が必要なわけではない」と言うので、それそれに名義を変更。夫が生前、「この株は次男に」と言っていたものがあり、金額的にアンバランスな面がありました。が、一人として不公平満足なく済みました。

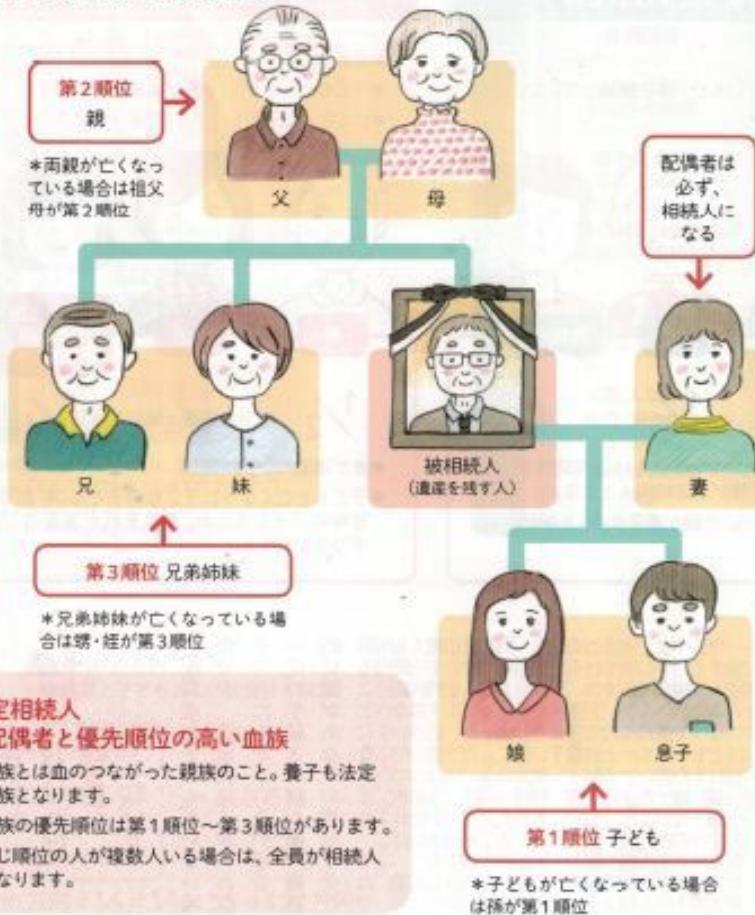
長野県 浦田美代子（71歳）

- 話し合いで解決
  - 税理士に依頼
  - 司法書士に依頼
  - 弁護士に依頼
  - 口頭の指示に従う
  - 生前贈与を利用
- \*回答があつた方のみを集計、グラフ化



相続を引き継ぐときや相続すると  
き、まず知りたいのが「誰がどれだけ  
相続するのか」ということでしょう。  
遺言があれば、基本的にその指  
示通り遺産が分配されます。一方、  
遺言がない場合は、法定相続人が遺  
産を受け継ぐこと（法定相続）にな  
ります。法定相続人とは民法で定め  
られた相続人のこと。亡くなつた人  
の配偶者と、優先順位の高い血族が  
法定相続人の人数、血族の優先順  
位などによって違います（図表1）。

[図表1 法定相続人の範囲は？]



## 押さえておこう！ 相続の基本

### 遺言書がない場合の 法定相続とは？

遺産を受け継ぐこと（法定相続）にな  
ります。法定相続人とは民法で定め  
られています。その割合は配偶者の有無  
や法定相続人の人数、血族の優先順  
位などによって違います（図表1）。

相続について、最低限知つておきたい基礎知識を解説します。  
誰がどのくらい相続するのか、法定相続人の範囲や相続の割合、  
相続税の基本などについて押さえておきましょう。

## 押さえておこう！ 相続のしくみと 遺言書の活用

5つのステップ

### 1 相続人と財産を把握

→P.15,17  
銀行や証券の口座もまとめておきましょう。

### 2 相続税を見積もる

→P.17  
不動産価値等がわからない場合は専門家に相談しても。

### 3 法定相続や遺留分を確認

→P.15,16,17  
これを越える遺産分割はもめやすいので、特に遺言が必要。

### 4 遺言書と財産記録を用意

→P.20,21  
財産記録はパソコン作成でもよくなりました。

### 5 書類の保管場所を決め、相続人に伝える

自筆証書遺言の場合は、封を開けずに家族に持っていくことも伝えましょう。

知って実行！

## 相続のしくみと 遺言書の活用

安藤拓郎（弁護士）

構成・文 小川由希子



+α情報  
相続税は必ずかかる?

亡くなった人の財産を遺産と言います。以下のようなものが含まれます。お金や不動産などのプラスの財産だけではなく、借金などのマイナスの財産も遺産に含まれます。

借入金があるときは「○○カーローン ○○円」と債務記録を書き、返済予定表も添付すると相続人が助かります。

遺産を相続すると必ず相続税を払わなければいけないかというとそうではありません。定められた「基礎控除額」以内であれば、相続税はかかりません。

基礎控除額以上の遺産がある場合、それを分配した金額に相続税がかかります。税率や控除額は受け取った金額によって違います。

相続税対策としてよく行われるのが、生前に財産を移転する「生前贈与」です。(月)間に贈与した分は、相続財産に足し戻して相続税の計算をすることになります。

12月の1年間に、1人110万円までは贈与税がかかりません。ただし相続発生前3年間で贈与した分は、相続財産に足し戻して相続税の計算をすることになります。

## [基礎控除額と相続税]

遺産	基礎控除額
	= 3000万円 + 600万円 × 法定相続人の数
課税対象	= 遺産の総額 - 基礎控除額

\*相続税の仕組みについては、国税庁のホームページにくわしく説明されていますので参考に!  
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsel/shinkoku/sosoku/sosoku.htm>

たとえば? 遺産が1000万円…配偶者と子ども2人が遺留分を請求

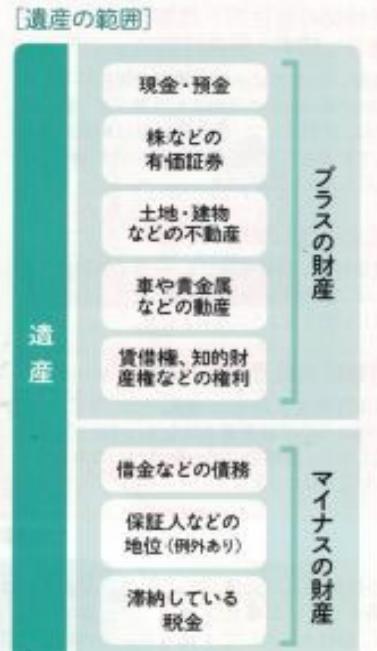
$$\text{配偶者の遺留分} \\ 1000\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 250\text{万円}$$

$$\text{子ども1人の遺留分} \\ 1000\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 125\text{万円}$$

+α情報  
遺産に含まれるものは?

亡くなつた人の財産を遺産と言います。以下のようなものが含まれます。お金や不動産などのプラスの財産だけではなく、借金などのマイナスの財産も遺産に含まれます。

記録を書き、返済予定表も添付すると相続人が助かります。



+α情報  
遺留分って何?

兄弟姉妹以外の法定相続人(配偶者や子ども、親など)には、一定割合の相続分が法律で保証されています。それが遺留分です。遺言書では遺留分配がりであっても、兄弟姉妹以外の法定相続人は遺留分を請求できます。

遺留分は基本的に、法定相続で相続する金額の $\frac{1}{2}$ となります。ただし、法定相続人が両親のみの場合は、法定相続分の $\frac{1}{3}$ になります。

[図表2] 相続人の組合わせでこんなに変わる 法定相続の割合

法定相続人	法定相続分			
	配偶者	子ども	親	兄弟姉妹
配偶者・子ども(または孫)	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		
配偶者・親(または祖父母)	$\frac{2}{3}$		$\frac{1}{3}$	
配偶者・兄弟姉妹(または孫・孫)	$\frac{3}{4}$			$\frac{1}{4}$

\*子ども、親、兄弟姉妹がそれぞれ複数いる場合は、原則として均等に分けます。  
\*法定相続人が1人しかいない場合は、その人がすべての財産を引き継ぎます。

## こんな場合はどうなる?

具体的な事例で確認してみましょう



配偶者も子どももない場合でも、法定相続人がいればその人たちが、いない場合は一定の手続きを経た後、最終的に國があなたの遺産を受け取ることになります。それでも問題ないのであれば、遺言書を残す必要はないかもしれません。ただ、法定相続人以外のお世話をした人に財産を離がせたい気持ちがあるので、遺言書を書いておくべきです。たとえば、いつもよくしてくれていたご近所さんや応援していた地元のスポーツチームなどに遺贈することもできます(P.26)。

財産を遺贈する旨を遺言書に書いたら、遺贈先に遺言書の保管場所を伝えておくといでしよう。

+α情報  
遺言書はいらない?

独身で子どももいなければ遺言書はいらない?

自宅についての権利を「配偶者居住権」と「負担付き所有権」(居住権のない所有権)に分けて分配できるようになり、その他の遺産も多く受け取れるようになりました。

改正後

配偶者が住居を遺産として相続する場合、その分、その他の財産は受け取ることができませんでした。

今まで



配偶者と  
子どもで  
 $\frac{1}{2}$ ずつ  
相続すると

配偶者	自宅(配偶者居住権) 1000万円 預貯金 1500万円
子ども	自宅(負担付き所有権) 1000万円 預貯金 1500万円

### たとえば? 夫婦間の居住用不動産贈与に関する優遇措置について

上の例で、生前に自宅(2000万円)を配偶者が贈与されていた場合は?

今回の法律改正によって、婚姻期間が20年以上の夫婦の場合は、遺贈・贈与していた自宅は相続財産に含まれないことになったため、配偶者と娘で預貯金を $\frac{1}{2}$ ずつ(1500万円ずつ)相続することになります。

遺産分割が終了する前でも、以下の金額までなら、自分以外の相続人の同意をとらなくても、払い戻しができます。

改正後

今まで

単独で払い戻しできる金額  
=相続開始時の預貯金額 $\times\frac{1}{3}\times$   
その相続人の法定相続分の割合

相続される預貯金は、遺産分割が終了するまで、相続人全員の同意がない限り払い戻しはできません。

配偶代や  
生活費、債務の  
返済などに  
利用するとい  
うで

たとえば? 配偶者と子ども2人で相続する場合／遺産…預貯金 600万円

配偶者は…  $600\text{万円} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = 100\text{万円}$  を払い戻しできる  
＊ただし、ひとつの金融機関で払い戻しできる金額は150万円まで。  
＊払い戻しを受けた分は、遺産分割時に相続分から差し引かれることとなります。

### 解説! 配偶者居住権について

### なるほど! 預金払い戻し制度について

遺産を相続すると必ず相続税を払わなければいけないかというとそうではありません。定められた「基礎控除額」以内であれば、相続税はかかりません。

基礎控除額以上の遺産があった場合、それを分配した金額に相続税がかかります。税率や控除額は受け取った金額によって違います。

相続税対策としてよく行われるのが、生前に財産を移転する「生前贈与」です。1月～12月の1年間に、1人110万円までは贈与税がかかりません。ただし相続発生前3年間に贈与した分は、相続財産に足し戻して相続税の計算をすることがあります。

### 基礎控除額と相続税

**基礎控除額**  
= 3000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

**課税対象**  
= 遺産の総額 - 基礎控除額

\*相続税の仕組みについては、国税庁のホームページにくわしく説明されていますので参考に!  
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsel/shinkoku/sosoku/sosoku.htm>

亡くなった人の財産を遺産と言い、以下のようものが含まれます。お金や不動産などのプラスの財産だけでなく、借金などのマイナスの財産も遺産に含まれます。

借入金があるときは「〇〇カーローン〇〇円」と債務記録を書き、返済予定表も添付すると相続人が助かります。

+α 情報

遺産に含まれるものとは?

### [遺産の範囲]

プラスの財産	遺産		マイナスの財産
	現金・預金	株などの有価証券	
土地・建物などの不動産			
車や貴金属などの動産			
貸借権、知的財産権などの権利			
借金などの債務			
保証人などの地位(例外あり)			
滞納している税金			

+α 情報

兄弟姉妹以外の法定相続人(配偶者や子ども、親など)には、一定割合の相続分が法律で保護されています。それが遺留分です。遺言書では遺産の分配がりであっても、兄弟姉妹以外の法定相続人は遺留分を請求できます。

遺留分は基本的に、法定相続で相続する金額の $\frac{1}{2}$ となります。ただし、法定相続人が両親のみの場合は、法定相続分の $\frac{1}{3}$ になります。たとえば? 遺産が1000万円…配偶者と子ども2人が遺留分を請求

配偶者の遺留分

$$1000\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 250\text{万円}$$

子ども1人の遺留分

$$1000\text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 125\text{万円}$$

# 遺言書の書き方

もめないためには？

法的に認められた  
遺言書の種類は3つ

遺言書には3つの種類があります。

それが自筆証書遺言、公正証書遺言、  
秘密証書遺言です。いずれも、法律  
で定められたルールを守って書かなければ無効になってしまうので、注意  
が必要です。とくに自分で遺言書  
を書く場合は、正しい書き方を調べ  
たうえで、少しでも不安があれば、  
行政書士や司法書士、弁護士などの  
専門家に相談を。

また、遺言書に書かれた財産リスト  
に誤りがあると、結局、協議が必  
要になり、それがもめる原因になる  
こともあります。遺言書を書く前に、  
自分の財産を確認・把握することも  
大切です。

## 争族を防ぐ書き方のポイントは？

### 遺言書に「思い」を記す

自分の死後に起こりうる相続のト  
ラブルをできるだけ避けるためには、  
遺言書によつて自分の意志を明確に  
しておく必要があります。その際、  
心がけるといのが「実質的公平」  
を考えた内容にすること。それは2  
人の子どもに同じ額の遺産を残すと  
いうことはありません。「大学に  
進学した長男よりも、大学に行かず  
に働いた次男に、少しだけ多く遺産  
を分配する」「シングルマザーの次  
女に遺産の7割を残す」など、これ  
までに与えたものや現在の経済状況  
などに配慮し、遺言の内容を考える  
ということです。そのほうが、相続  
に関する不満は出にくくなります。

また、なぜこのような遺言を残し  
たのか、その理由も一緒に記してお  
ります。そのため、その理由も一緒に記してお  
ります。



くとなおよいでしよう。「○○子は  
お母さんの思ひ通りに。  
お母さんのお母さんにしてあります。  
今ひとりで子どもを育てたいへん  
な思いをしているから、お姉ちゃん、  
少し我慢してね」と書いておけ  
ば、故人の思いを汲んで、納得して  
受け入れてくれる場合がほとんどで  
す。どの形式の遺言書であっても、  
書く内容は自由ですので、言葉で自  
分の考え方や気持ちを残しておくとよ  
いでしょう。

### [自筆証書遺言の基本的な書き方]

余白に訂正内容を記載し、署名

**遺言書** ← タイトルはあった方が良い

遺言者〇川明男は、次のとおり、遺言をします。

3回 ← 第3行中1字削除 → 1字加入

第3行中1字削除 → 1字加入  
〇川明男  
第5行中2字加入 → 二、〇〇銀行〇〇支店の遺言者名義の預金は、長女である〇川〇子に相続させる。

三、その他の財産は、長男である〇川一郎に相続させる。

2019年8月5日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

遺言者〇川明男

日付、署名、捺印は必須

遺言書は、自分の死後、相続トラブルを防ぎ、  
自分の希望通り遺産を分配するために  
役立つ書類です。正しく、効果的な遺言書の  
書き方を押さえておきましょう。

### 公正証書遺言

- 遺言者が2人以上の証人の立会のもとで遺言の趣旨を公証人に伝え、それに基づいて、公証人が作成する遺言書。
- 公証役場で作成してもらえます(手数料が必要)。
- 原本は公証役場に保管されます。



### 自分で遺言書を書く場合の 基本ルールは？

自分で遺言書を書く場合は、遺言の  
内容のほか、「遺言書の作成年月日」  
「遺言者の署名」「捺印」が必須です。  
また書き間違いの訂正する場合は、  
訂正箇所を明確にして、そこに捺印、  
署名する必要があります(P.21)。

### 秘密証書遺言

- 遺言の内容を記載した文書(署名でなくてもOK)に署名捺印して封筒に入れ、封印し、公証人1人と証人2人以上の前に提出して作成する遺言書。
- 手数料がかかります。
- 遺言者が亡くなった後、家庭裁判所で検認を受け必要があります。

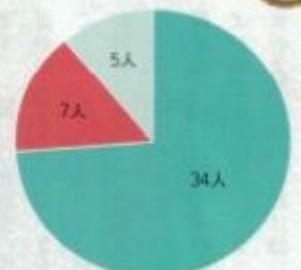




# トランズ

ならないために

相続の結果



困難だった理由は、遺言書の開封や遺留分の請求に時間を要したなど。

## 準備は万端

財産等については相続人（息子2人）に伝えてあります。自分に関する事（葬儀、葬送はがき、各種契約（オーフィスカードほか）、公的書類、預貯金（暗号番号）、不動産、終末医療への意思、葬儀のこと、先祖供養などについて、パソコンで資料（A4×6枚・年1回更新）をつくっています。

北海道 M・O (61歳)

## 名義を相続人に

現金や保険は、すでに子どもたち各人の名前にしてあります。が、不動産についてはまだ考えていません。

東京都 R・O (刀歴)

## 孫7人にも

3人の子どもたちと7人の孫のために、わずかですが保険をかけています。このことは子どもたちにも知らせてあります。

青森県 K・I (刀歴)

## 口座を整理

2人の子どもに非課税控分の遺産が受け取れるように、生命

保険（死亡保険）に2口分、加入しました。預金口座をまとめ、証券会社はひとつにしました。

岡山県 T・T (84歳)

## 生前贈与信託と生命保険

預金は、母が亡くなる数年前から母の考え方で贈与信託の形で、生前贈与を始めていたので助かりました。生命保険は相続手続きが終わらなくとも受け取れて、それを葬儀、法事、相続の手数料などに充てました。私たちの葬儀費用をどのような形で子どもたちに残そうか、と考えていたので、保険でと決めました。

長野県 Y・Y (58歳)

## 看護で寄与分を叔母の看護で寄与分を

夫と息子を亡くした叔母（母の妹）を引き取り、看取りました。生前の費用はすべて私の家計簿に記載。月1度、明細を成年後見人に提出し、清算していました。

見人に提出し、清算していました。

北海道 佐藤玲子 (74歳)

## 子どもに頼らす

義父の死後、10年足らずで突然、夫が他界。長男・長女の家族は他市に居住しており、相続放棄をし、私は人が後期高齢者として暮らしています。包括支援センターやケアマネージャー、民生委員と連絡をとりつつ、緊急連絡システムを取りつけたり急速給システムを取りつけたり

私と妹が面倒をみていたので、

ここ1~2の相続となりますが、

私と妹が面倒をみていたので、

## 店をたたんで

両親は10年以上前に他界しましたが、実家はそのままだったために、処分するのにエネルギーが要りました。その教訓からわが家も断捨離を行い、以前よりも元気に積極的に生きることにしました。

文房具、体育着などの小売り

80歳まで元気で自営業（雑誌、

解体、土地を売却整理できたことは良かったと思っています。

青森県 工藤和子 (84歳)

## 家を継ぐ子には

その家の跡取りになるものは、先祖供養など、継続して費用がかかるので、加算分があつて当然のように思います。他の弟妹に伝えてあります。治療や介護の判断は難しいので、私ができるだけ具体的に記しておくことは、子どもたちにできる最後のプレゼントだと思います。

愛知県 E・S (79歳)

## 譲りあえば余る

いずれは老いる子どもたちに、年をとつても楽しい時間がたくさんあるということを、背中で見せておきたいと思っています。

宮城県 M・Y (71歳)

## ご意見をお寄せください



生前贈与で子や孫に大

金を贈与する人もいます。が、教育的にどんなものかしら？ と思つています。皆さんがどのように考えていらっしゃるか、知りたいです。

岩手県 Y・K (72歳)

自分の生活を確立させ、相続をあてにしないことです。わずかな相続も譲りあえれば余ります

し、取りあえは足りません。日々の人間関係が大切と実感しました。

広島県 Y・T (59歳)

郵送の場合はP-107に

記入いただき、ご投函ください。メールはP-113記載のメールアドレス宛にご送信ください。

インドネシアの  
マルガレータさんは、  
看護師になり、  
新生児室で働く。



奨学金を得て、  
活躍する  
若者たち

インドネシアの  
内科医に。  
（フリップさん）

1 遺贈希望先に問い合わせて  
条件などを確認する。  
2 遺言に遺贈先、金額を明記。  
3 遺贈の理由を書き添えると  
よい。

遺贈をするには？

遺贈をしたいと思つたら、贈りたい団体等に、決まりや手続きについて問い合わせてみましょう。法的な専門家を紹介しているところもあります。

遺言に、寄付先と額を記しておきます。公正証書遺言でもよいですが、公正証書遺言においては、法定相続人には遺言にかわらず、一定の割合の遺留分が受けになります。

### 自分の気持ちを 伝えて

「遺贈を決めたら、なぜそうし  
たいのか、遺言書にぜひ、お気  
きを書き添えてください」と  
お2人。

父親が「子どもたちが立派に育ってくれ嬉しい。だからこそ、大変な生活をしている海外の子どもに少し役立てば」と書いた文を読んで、「父がそんなことを言が望ましいとのことです。『自宅』や『山』など不動産の寄付の申し出には、JOCsでケースも。遺留分に配慮した遣言が望ましいとのことです。」

「益法人などの税制優遇団体への遺贈分は、相続財産から控除され相続税はかかりません。母が支援してきたから遺産の一部を」と遺族からの寄付もあらうです。相続した遺族から受けるのは「相続財産の寄付」です。寄付した領収証で相続税申告の期限内に申告すれば、寄付分は非課税となります。



公益社団法人  
日本キリスト教海外医療協力会  
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田  
2-3-18-51 ☎ 03-3208-2416  
<https://www.jocs.or.jp/>

取得する権利があり、この点には注意が必要です（P.17）。実際にJOCsでも遺言に従って寄付を受ける際に遺留分の問題が発生し、弁護士さんが時間をかけて調整後に寄付を受けたケースも。遺留分に配慮した遣言が望ましいとのことです。

「母が支援してきたから遺産の一部を」と遺族からの寄付もあらうです。相続した遺族から受けるのは「相続財産の寄付」です。寄付した領収証で相続税申告の期限内に申告すれば、寄付分は非課税となります。

**人生100年時代の  
社会貢献**

「遺贈のことを遺言に書いたら、気持ちがとても穏やかになったとおっしゃる方があります」と名取さん。「特にお子さんがないう方は自分の思いが未来に受けられることを意味します。

医師は約100～300万円。志も能力もあるのに経済的な理由で道が閉ざされていた若者の未来が開けるばかりでなく、1人の医療従事者が育つことは、周囲の多くの人々の健康が守られることがあります。



# 志をかたちに 遺贈は 未来へのギフト

## 遺贈のヒント

- 1 遺贈希望先に問い合わせて条件などを確認する。
- 2 遺言に遺贈先、金額を明記。
- 3 遺贈の理由を書き添えるとよい。

ターニャ・ニアの  
テレジアさん  
は助産師に。

## 奨学金10万円で 准看護師に

母に焼いて  
父を亡くし、持病を抱えた  
自分のこととも考えるよう  
になりました。子どもも  
きょうだいもいないので、  
財産は、長年交流のある  
団体に寄付したいと  
思っています。

遺志を実行してもらうには、  
どんな手続きをしておいたら  
よいでしょうか。

（Y-N 62歳）

繼がれるのですから。相続人がいない場合、指定がなければ資産は国庫に入るの、社会に役立ててもらいたいと願つたら遺贈を選ぶ意義は大きいです」

また高橋さんは「この先どんなことにお金が必要になるわからないから、今はあまり寄付はできない。そのかわりに、遺贈を考えていますとお手紙をいただくことも」と。遺贈は、人生100年時代ならではの新しい社会貢献の選択ともいえます。

## 遺贈をするには？

遺贈をしたいと思つたら、贈りたい団体等に、決まりや手続きについて問い合わせてみましょう。法的な専門家を紹介しているところもあります。

遺言に、寄付先と額を記しておきます。公正証書遺言でもよいですが、公正証書遺言においては、法定相続人には遺言にかわらず、一定の割合の遺留分が受けられます。



## 読者の声から

母に焼いて  
父を亡くし、持病を抱えた  
自分のこととも考えるよう  
になりました。子どもも  
きょうだいもいないので、  
財産は、長年交流のある  
団体に寄付したいと  
思っています。

遺志を実行してもらうには、  
どんな手続きをしておいたら  
よいでしょうか。

（Y-N 62歳）

